東久留米市勤労市民共済会役員の報酬及び費用弁償に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、東久留米市勤労市民共済会（以下「勤労市民共済会」という。）の役員の報酬及び費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（役員の報酬）

第２条　勤労市民共済会の役員の報酬は次のとおりとする。

会　長　日額　４,５００円

副会長　日額　４,０００円

理　事　日額　４,０００円

監　事　日額　４,０００円

参　与　日額　４,０００円

２　報酬は勤労市民共済会の理事会及び東京都市勤労者共済団体連合会等の会議出席に対し支給する。

３　ただし、福利厚生部会並びに給付融資部会、会計監査への出席、共済会旅行随行については、次のとおりとする。

会　長　日額　２,０００円

副会長　日額　２,０００円

理　事　日額　２,０００円

監　事　日額　２,０００円

４　東久留米市職員の理事については無報酬とする。

（費用弁償）

第３条　勤労市民共済会役員が公務により旅行したときは、それぞれ費用弁償として、東久留米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年９月２４日条例第５５号）に準じて支給する。

（委任）

第４条　その他必要な事項は会長が別に定める。

付則

１　この規程は、昭和５８年２月１日から施行する。

２　この規程は、平成元年４月１日から施行する。

３　この規程は、平成４年４月１日から施行する。

４　この規程は、平成５年４月１日から施行する。

５　この規程は、平成 18 年４月１日から施行する。

付則

１　この規程は、平成２６年４月１日から施行する。